

## 第 27 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 25 年 6 月 5 日（水）19：00～

於 市役所 4 階 404 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・船越・前田・御笹・山崎・福原

欠席者：

1. 開会（19時～）

2. 前回の市民会議の振り返り（19時05分～）


3. 要素化作業成果の検証（19時30分～）

4. その他（20時50分）

次回幹事会 平成25年 月 日（ ）19時～ 会議室

■ 言葉の意味と使い方（第17回市民会議の意見）

	自治	協働	コミュニティ
1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助⇔共助</li> <li>・話し合い→協力（団結）</li> <li>・民主的に</li> <li>・考え</li> <li>・自助と共助の有機的關係（心のかよった関係）</li> <li>・民主的な話し合いのもと、協力して地域をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、市民側の自立の上に初めて行政との協働もある</li> <li>・現在の太宰府の「協働」は市民への下請け化</li> <li>・相手への理解が出发点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基盤を共有する地域、仲間、集団</li> <li>・そのコミュニティの深まり、広がりが期待される</li> </ul>
2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちのことは自分で</li> <li>・権利と義務</li> <li>・地方自治の本旨 住民自治と団体自治の確立</li> <li>・最高規範、情報公開、説明責任</li> <li>・法律の範囲内条例の制度 国、県と独立対等の関係であるが…</li> <li>・地方自治の先行 情報公開条例、個人情報条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同 協同</li> <li>・対等の立場、助け合いの精神</li> <li>・市民、議会、行政並びに市民相互が理解し対等の立場—目的—</li> <li>・住民自治</li> <li>・住民投票</li> <li>・公開（情報）</li> <li>・説明責任</li> <li>・共働（ともばたらき） 協働（力を合わせて成しましょう）</li> </ul>	<p>—</p>
3班 (現状)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治の基本単位は個人？どこで行われるべきか？</li> <li>・行政は各区自治会に依存しすぎるのではないか</li> <li>・市民抜きで大きなことが決められている（ハコモノ）</li> <li>・市民は自分で学習せず批判ばかりする</li> <li>・自治会に干渉しすぎる</li> <li>・議会は住民を代表しているので、議会が決めれば住民の意見は聞かなくてよい</li> <li>・市民からの提案に「予算がないから出来ない」と言う</li> <li>・市民の負託を受けている（議会と市長）が市民のためのまちづくりを行う（二元代表制）行っていれば良いが、重要案件（高齢者対応など）で疑問点が多くみられる</li> <li>・太宰府市は住民参加と説明責任を全うし、住民投票等の補充が必要</li> <li>・行政（市と議会）と市民が対等に協力して「まち」を築いていく→意味不明？</li> <li>・役割分担（権利と義務）は行政が決めることではない</li> <li>・自助→共助→公助の順ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の名のもとにこれまでの行政の仕事が自治会に下りてきている</li> <li>・「さあ協働を進めよう」と「広報」に毎号掲載されているが、これは「協働」といえるのか</li> <li>・市民生活の課題の解決に市民（市民団体等）の参画がない（協働でない） 例：災害時要援護者リストアップ</li> <li>・「協働を構成する要素」 目標の共有化 主体間の対等性の確立 責任の共有</li> <li>・相互理解がなければ成し得ない。情報の開示、説明、話し合いが必要</li> <li>・協働の前提</li> <li>・問題が起こった時から市民の参画を求める。市民は参画する。→ルールが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ ①ある一定の地域 ②共通の関心事 ③範囲→校区（小学校）</li> <li>・「コミュニティ」の考えが当市の場合必要か？ 地域コミュニティ ・小学校区自治協議会 ・各区自治会（最少単位）</li> </ul>

	自 治	協 働	コミュニティ
3 班 (あるべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会設置規則を除外すべきである</li> <li>市民への説明責任がある</li> <li>市民は事案の勉強をし、意見に責任を負う</li> <li>自治会は自治会の責任において処理する</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>「自治」の定義をつくる</li> <li>「自治基本条例」は何のために何をするためにつくるのか</li> <li>→そして行政・議会・市民の役割と義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開、共有</li> <li>「市民参加・市民と行政・協働のしくみ(ルール)」をつくる必要がある(自治基本条例、個別条例)</li> <li>市民も「参画」する。意見を言う場を設ける→ルール</li> <li>市民と行政の相互理解し目的を共有し、連携・協力して、公共的問題の解決を目指すこと</li> <li>「協働」という言葉で自助・共助(自立)しなさい</li> </ul> <p>⇒「協働」は(今回は)使わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティへ(人)財源+権限を与える/館(コミュニティセンター)(例:大野城や福岡市)</li> </ul>
4 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本精神 自分たちのことは自分たちで責任を持って</li> <li>個人が責任を持って活動し、より良い地域づくりを行う</li> <li>はたらきかけ</li> <li>子どものあいさつの働きかけ</li> <li>個人が地域課題に取り組むこと</li> <li>声を出す集団をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題につき住民と行政が同じ土俵で検討し理解し、実行すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマによってコミュニティの範囲が異なる</li> </ul>
5 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治による財政の問題</li> <li>自由な執行率が低い!自治か?</li> <li>公平に分配みんなが得をする</li> <li>よりよく生きるための助け合い</li> <li>自然発生的</li> <li>ルールがないと自治はできない</li> <li>個人だけでの自治はありえない。集まりあってこそ(コミュニティ)自治</li> <li>自治は各レベルの団体によって行われる</li> <li>議会は住民自治の全てをまかなえるわけではない</li> <li>住民のニーズを活かせる自治の形を模索したい</li> <li>自治会制への移行の真の目的は何だったのか?</li> <li>自治協議会に住民のニーズを反映させる活動を進めるべき</li> <li>「お金がない、ルールがない」というところから自治を考えると小さくまとまってしまう</li> <li>市政の方針の中に「自治会」の言葉がないのはなぜ?</li> <li>1人でマンモスを倒すより、みんなで助けあってたおした方がよい</li> <li>よりよく生きるために行動をしているとそこに利害関係が生まれる。そこにルールが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同</li> <li>共働</li> <li>協働→立場をこえて協同組合</li> <li>「キョウドウ」という漢字がひっかかる。それぞれそこから見出す価値観が違う</li> <li>「協働」とは「一つの目的を達成するために、同じ価値観を持つ複数の人々が夫々の立場で貢献し合うこと」ではなからうか?</li> <li>現段階では、市に対して市民に協働して欲しい願いがある?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コミュニティ」という言葉を言いかえた方がいいかも→市民活動団体、地域活動団体、幸福追求団体、自主活動団体など</li> <li>一般論としての「コミュニティ」は分かるが、具体的な中身が分からない説明があると思う。仲良しグループもコミュニティといえるか</li> <li>自治組織とコミュニティの2つが必要か?</li> </ul>

# 太宰府市自治基本条例(仮称)

## まちづくり市民会議 ニュース

# 17号

### 「自治・協働・コミュニティ」の意味と使い方を議論しました

#### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会からの報告
- 19:20 ◆ 「自治」の意味と使い方
- 20:00 ◆ 「協働」の意味と使い方
- 20:25 ◆ 「コミュニティ」の意味と使い方
- 20:45 ◆ 発表
- 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第17回まちづくり市民会議が、平成25年5月23日(木)、いきいき情報センターの多目的ホールで開催され、登録総数79人中24人の参加があり、傍聴は2人でした。

まず幹事会から、「市民会議で出し合った課題解決の方法を読み取り、条例に盛り込むべき内容にしていく作業を幹事会が行うこと」が報告されました。

そして今回の市民会議は、自治基本条例における「自治・協働・コミュニティ」の意味と使い方を議論しました。会議では、それぞれの言葉の一般的なとらえ方を参考に、各班で気づいたこと等を伝え合い、自治基本条例に盛り込みたい言葉の意味と使い方を話し合いました。

#### 次回のお知らせ

日時: 6月27日(木) 19:00~21:00

場所: いきいき情報センター 多目的ホール

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課  
 TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601  
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

#### 市民会議の流れ

##### 役割分担と進め方

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 第1回 H24. 1. 16(月) | 第2回 H24. 2. 2(木)  |
| 第3回 H24. 3. 7(水)  | 第4回 H24. 4. 19(木) |
- ・ 条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
  - ・ 参加者の範囲
  - ・ 幹事会の役割と構成
  - ・ 会議の進め方
  - ・ 設置

##### 課題・解決方法の分析(1)

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 第5回 H24. 5. 24(木) | 第6回 H24. 6. 29(金) |
| 第7回 H24. 7. 27(金) | 第8回 H24. 8. 23(金) |
| 第9回 H24. 9. 26(水) |                   |
- ・ 自治基本条例制定の経緯と動機
  - ・ 市における課題や不満等
  - ・ 課題や不満等の集約内容の点検
  - ・ 「情報共有・議会・市民」の分析
  - ・ 分析から条例への道筋

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 第10回 H24. 10. 29(月) | 勉強会 |
|---------------------|-----|
- ・ 自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

##### 課題・解決方法の分析(2)

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 第11回 H24. 11. 22(木) | 第12回 H24. 12. 19(水) |
| 第13回 H25. 1. 25(金)  | 第14回 H25. 2. 20(火)  |
- ・ 「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析

- |                    |
|--------------------|
| 第15回 H25. 3. 27(水) |
|--------------------|
- ・ 前文に盛り込むべき内容の素材

- |                    |
|--------------------|
| 第16回 H25. 4. 25(木) |
|--------------------|
- ・ 市民の定義
  - ・ 盛り込むべき内容の整理

- |                    |
|--------------------|
| 第17回 H25. 5. 23(木) |
|--------------------|
- ・ 自治・協働・コミュニティの意味と使い方

## 幹事会の報告

5月8日(水)、15日(水)の幹事会で議論した内容の報告がありました。前回の市民会議では「市民会議で出し合った課題解決の方法を読み取り、条例に盛り込むべき内容にしていく作業(要素化)」を試行しました。その結果を踏まえて、「誰が要素化を行うか」を幹事会で議論しました。

(作業後の感想)

- 意見を言いたくて参加している人には合わない内容である
- グループ作業に適さないので進行が難しい
- 審議会や条例案答申などのスケジュールから逆算すると、より効率的なやり方が求められる。

(誰が要素化を行うか?)

- 条例素案の議論を早くしたいので、要素化作業を事務局に任せてはどうか。
- プロセスが大事なので「市民の手でつくる」という大原則を守るべきであり、まずは幹事会で実施すべきである。

### 〔幹事会の結論〕

**幹事会で範囲を分担して、条例に盛り込むべき内容の要素化を行う。**

※また、時間と労力が不足している(幹事会の作業が多い)ので、市民会議に幹事会作業への参加を呼びかけたところ、希望者が一人ありました。

## 自治・協働・コミュニティの意味と使い方

自治基本条例における「自治・協働・コミュニティ」の意味と使い方を議論しました。

(自治)

「住民自治と団体自治」の一般的な解釈を説明し、長野県飯田市や三重県伊賀市の「自治の定義」を読みながら、「太宰府における自治」を議論しました。

(協働)

協働の要素となる「主体間関係；それぞれが対等の関係にあること」と「共同関係；連携・協力・協調すること」を説明し、「協働とは何か？」を議論しました。さらに、他市の自治基本条例における協働の定義や使い方を参考に、「太宰府における協働」について議論を深めました。

(コミュニティ)

「地域コミュニティとテーマコミュニティ」の分類について説明し、太宰府がどのようにコミュニティをとらえるかを議論しました。

今回は結論を出すわけではなく、その言葉に関して、条例に盛り込むべき要素を考えるために議論を行いました。参加者から「より深めるべきテーマであり、再度議論すべきだ」との提案がありました。



### (加留部氏の解説)

定義の議論は二段階ある。一つは辞書的な意味を当てはめること。もう一つは、その言葉にどういう意味を加えていくかであり、太宰府に合うように市民が考えていくことになります。

考えを進める一つのヒントとして、「コミュニティの語源」は、ラテン語の「communis：共に重荷をにない合う」を意味します。この関係を意識すれば、地域というコミュニティ、職場というコミュニティ、家庭というコミュニティ、多様な人が集まって作り出すコミュニティはさまざまあることが分かるだろうと思います。一般的には「地域」と定義するところが多いようだが、太宰府市がどのようにコミュニティをとらえるかは、皆さんで議論して決めていくことになるだろう。